



幼稚教育の世界で、子どもが「夢中」になることは、ほぼ無条件に「良い」ととされている。しかし、『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』また『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の本文の中に「夢中」という言葉はない。とはいえ、それぞれの『解説（書）』にはそろつて「夢中」という用語が使われており、子どもの「遊ぶ」姿とセットで使用される点は共通だ。その中で、幼稚園と認定こども園の要領解説では、遊びの本質論の中で「夢中」の語が見える。つまり、「遊びの本質は、人が周囲の事物や他の人たちと思うがままに多様な仕方で応答し合うことに夢中になり、時の経つのも忘れ、そのかかわり合いそのものを楽しむことにある。」（傍線筆者）と、同じ文言で語られている。

一方で、幼稚園および幼保連携型認定こども園において、夢中で遊ぶことは確かに重視されているが、幼稚期にふさわしい「無理のない一日の流れをつくり出す」中で、その「無理」を考慮する際の視点ともなっている。園児が「夢中になつて遊びに取り組んでいる場合には、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動においても幼児は同じ活動をやつてみたいと思うこともあろう。教育課程に基づく活動を考慮するということは、必ずしも活動を連続させることではない」（『幼稚園教育要領解説』より。幼保連携型認定こども園教育・保育要領の解説では、一時預かり事業との関係で論じられる）とされる。『保育所保育指針解説書』ではもとより「一日の生活の流れ」が前提とされており、教育時間の前と後を無理なくつなぐ必要性について特に問題とされない。（H）